

第 7 期見附市障がい福祉計画、第 3 期見附市障がい児福祉計画の概要

1. 障害福祉に関する 3 計画

- ・それぞれ法定の計画であり、国の基本方針を基に、市町村での策定が義務付けられている。

	計画	法律	計画年数	現行計画
1	見附市障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	6 年	第 4 期
2	見附市障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条	3 年	第 6 期
3	見附市障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 の 20 第 1 項	3 年	第 2 期

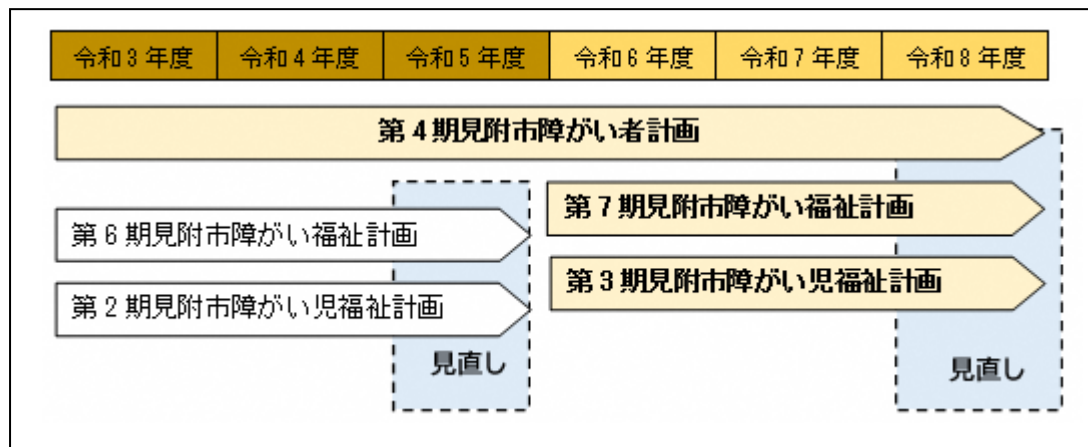
- ・計画の性質

【障がい者計画】 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項を定める計画

【障がい福祉計画、障がい児福祉計画】

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障がい児サービスの必要量の見込み及び提供体制確保に係る方策に関する事項を掲げる計画→障がい者計画の実施計画にあたる計画。数値目標及び各年度のサービス見込量を設定している。

2. 見附市における計画策定状況



- ・見附市は 3 つの計画を一体的に策定。令和 5 年現在では「第 4 期見附市障がい者計画、第 6 期見附市障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間となっている。

→第 6 期見附市障がい福祉計画、第 2 期見附市障がい児福祉計画については、令和 5 年度をもって計画期間が終了することから、両計画について見直しを行い、次期計画の策定を行う。

→なお、「第 4 期見附市障がい者計画」は、令和 8 年度までを計画期間としており、次回の見直しは令和 8 年度を予定している

3. 第 7 期見附市障がい福祉計画、第 3 期見附市障がい児福祉計画

1) 策定経過について

(1) 見附市障害者自立支援協議会での審議・検討

- ・本会議の議題として審議、検討実施。

(2) 市民意見の反映

- ・当事者団体へのヒアリングの実施（令和 6 年 1 月）
- ・計画案に対する意見募集（パブリックコメント令和 6 年 2～3 月に実施予定）

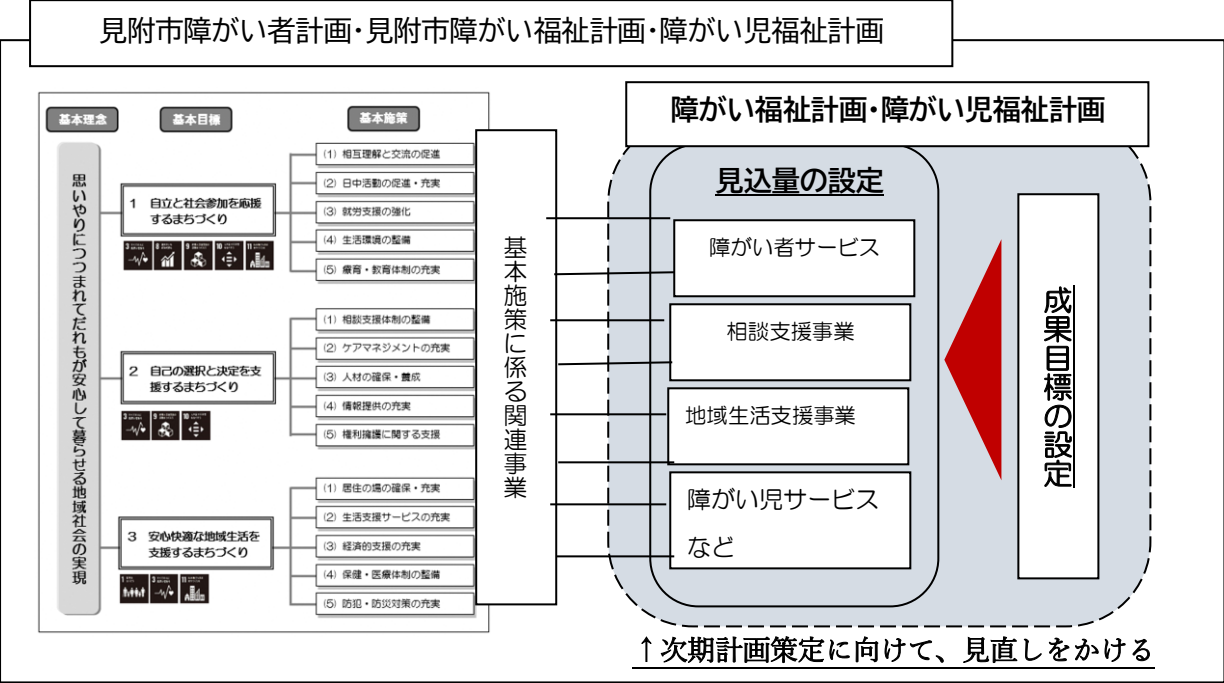
(3) 新潟県、障害保険福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域、近隣市との間で密接な連携を図っていくこと

が必要であり、新潟県として基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、中越圏域自立支援協議会及び新潟県との協議を実施。

→計画の数値目標や見込み量は、市の実績と現状などを踏まえて設定するが、国の基本指針や新潟県の障害者計画との整合を図るため、県との協議を経て設定している。

2) 基本理念と計画の体系



【基本理念】第5次見附市総合計画の基本施策のひとつ「だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします」の中の、「障がい者の自立支援に努めます」を踏まえ、本計画では、「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を目指す。

【障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置づけ】

国が示す基本指針に基づき、障がいのある人または障がいのある児童の、地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込むことで、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画となる。

→成果目標の実績を基にして計画の進捗を図ると共に、サービスの利用実績にて提供体制の充足状況を確認していく。

- ・基本理念や施策の建付け等は現行の計画を維持し、計画期間が終了する「障がい者福祉計画、障がい児福祉計画」について見直しを行う。

4. 計画策定スケジュール

令和5年12月	第1回見附市障害者自立支援協議会 ・前年度実績報告、次期計画策定のスケジュール説明
令和6年2月	第2回見附市障害者自立支援協議会 ・第7期（第3期）見附市障がい（児）福祉計画（素案）の提示と意見聴取
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	第3回見附市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメントの確認、承認